

スーパーL資金

〔農業経営基盤強化資金〕

認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。

ご利用いただける方

認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）

※ なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、又は今後簿記記帳を行うことが条件となります。

資金の使いみち

農業経営改善計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

農地等

取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械

農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。

その他の経営費

規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費などが対象となります。

経営の安定化

負債の整理（制度資金は除く）などが対象となります。

法人への出資金

個人が法人に参加するために必要な出資金などの支払いが対象となります。

ご融資条件

融 資 期 間：25年以内（うち据置期間10年以内）

融 資 限 度 額：【個人】 3億円（特認 6億円）

【法人】 10億円（特認 20億円[一定の場合30億円]）

※1 このうち経営の安定化のための資金のご融資限度額は個人6,000万円、法人2億円です。

※2 法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。

金 利： . %（融資期間 年の場合、 年 月 日現在）

※ 借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人：ご相談の上、決めさせていただきます。



農林漁業 セーフティネット資金(農業)

災害や社会的・経済的な環境の変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。

ご利用いただける方

- | | |
|-----------|--|
| 1 認定農業者 | 農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人 |
| 2 認定新規就農者 | 青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人 |
| 3 主業農業者 | (個人) 農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が200万円以上の個人
(法人) 農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が1,000万円以上の法人 |
| 4 その他 | 農業経営開始後3年以内の者・集落営農組織 等 |

ご利用いただける要件

「ご利用いただける方」が、以下のいずれかに該当する場合にご利用いただけます。

災害

災害(台風、冷害、干ばつ、地震等)の被害を受けた。

行政指導

BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。

社会的または経済的環境の変化による経営状況の悪化

- ①最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少している。
- ②最近の決算期における所得率または純利益額が前期に比し悪化している。
- ③最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じている。
- ④前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字である。
- ⑤前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数(長期負債÷(純利益額+減価償却費))が20年以上である。
- ⑥売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じている。
- ⑦一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している(ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして農林水産省が指定した事象に限る)。
- ⑧感染症の影響により資金繰りに支障を来している(ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして農林水産省が指定した感染症等に限る)。
- ⑨取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。
- ⑩取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。

ご融資条件

資金の使いみち：長期運転資金

融 資 期 間：15年以内(うち据置期間3年以内)

融 資 限 度 額：一般 600万円

特認 年間経営費等の6/12以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)

※最低限度額は設けておりません。

担 保・保 証 人：ご相談の上、決めさせていただきます。

金 利： . % (融資期間 年 の場合、 年 月 日現在)

※借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。